

## 「道の駅」の機能向上に関する調査 – 防災機能及びバリアフリー化を中心として – ＜ 対応状況の概要（2回目のフォローアップ） ＞

総務省近畿管区行政評価局（局長：山内 達矢）と兵庫行政評価事務所（所長：坂井 憲一郎）は、近畿管内にある「道の駅」が防災機能を有しているか、誰もが利用しやすい施設となっているかを調査し、平成31年3月、国土交通省近畿地方整備局に対し、防災機能の充実や施設のバリアフリー化等を推進するよう通知しました。この度、その後の対応状況について2回目のフォローアップを行いましたので、その概要を公表します。

(注)1 近畿管内は、2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

2 1回目のフォローアップ結果については、令和元年11月28日に公表しました。

### 【照会先】

総務省 近畿管区行政評価局

評価監視部 第5評価監視官 坂井 徹郎

電話：06-6941-8761 E-mail：knk13@soumu.go.jp

兵庫行政評価事務所 評価監視官 北村 誠利

電話：078-331-9096 E-mail：hyogo10@soumu.go.jp

※ 本資料や調査結果報告書は、近畿管区行政評価局等のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/hyogo.html>



### 《ポイント》

○ 国が管理する部分の「道の駅」の防災機能に係るハード対策及びバリアフリー化について、改善の必要性を通知していた全ての事例（27事例）が改善又は令和3年度中の早期に改善予定

○ 「道の駅」の機能向上に関する取組が進んでいる状況を確認

# 1 「道の駅」における防災機能の推進（ハード対策）

## 主な調査結果

○国整備の倉庫の中に非常用発電機が設置され、町が倉庫の鍵を保有しているものの、発電機起動用の鍵は保有しておらず、その運用についても、国、町間で取り決めがないものあり

○国の防災倉庫にもかかわらず、市町村の観光案内所の備品倉庫として利用されているものあり



○国が整備したタブレット端末が故障中のため、長期間撤去されたままの状態となっているものあり



## 改善内容

○「道の駅」管理運営者や所在する町の担当者に対し、非常用発電機の使用方法等について現地で説明を行うとともに、非常用発電機の運用について、マニュアルの整備や鍵の運用について取り決めを行った。

○防災倉庫内の不要な物品を撤去し、防災物資・資材を備蓄した。



○タブレット端末の修理を行い、利用できる状態に改善した。



## 2 「道の駅」施設等のバリアフリー化

### 主な調査結果

○施設の出入口付近に施設案内板（点字表示したもの）が設置されていない、又は設置されているものの老朽化により点字が判読できないなど、視覚障害者に配慮した施設案内が十分でないものあり

○障害者用駐車場から便所、案内所までの歩行経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されておらず、視覚障害者に配慮した誘導が行われていないものあり



### 改善内容

○施設案内板の設置や修繕を行い点字が判読できる状態に改善した。①

○障害者用駐車場から、便所、案内所までの歩行経路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設



### ① 施設案内板の修繕等例



※拡大写真



## 2 「道の駅」施設等のバリアフリー化

### 主な調査結果

○視覚障害者誘導用ブロック付近に車止めが設置されているなど、通行の妨げとなっているものあり



○非常呼出ボタンを押しても、多目的トイレの出入口付近に設けられている警告灯が点灯せず、機能しないものあり



○障害者用駐車場の標示板が設置されていないものあり



### 改善内容

○誘導用ブロックの妨げとなっていた車止めや泥よけマット等の障害物を撤去した。



○非常呼出ボタンを修繕し、呼出ボタンを押すと、警告灯が点灯し、多目的トイレの外からでも非常時であることが分かるようになった。



※多目的トイレ出入口

○障害者用駐車場の標示板を設置した。



※拡大写真

### 3 「道の駅」における防災機能の推進（ソフト対策）

近畿地方整備局では、当局の調査結果や改善意見を受けて、管内の「道の駅」設置市町村等が参加する近畿「道の駅」連絡会の総会等を通じ、防災拠点化に関する理解と検討を促す助言を行いました。

その後、市町村による①市町村地域防災計画の防災拠点への位置付けが進み※1、上記助言を通じて、「道の駅」の防災機能を推進する上で重要な、②災害時協定の締結及び③防災訓練の実施について、次のように取組が進んでいる状況がみられました。※2

防災機能（ソフト対策）の内容	近畿管区行政評価局が実施したアンケート結果※3 (平成30年11月・12月)	近畿地方整備局が把握している直近の状況※4 (令和2年9月)
市町村地域防災計画の防災拠点に位置付けられている「道の駅」の割合	約28%	約40%
災害時協定※5を締結している「道の駅」の割合	約29%	約35%
防災訓練を実施している「道の駅」の割合	約17%	約20%

※1 市町村地域防災計画における避難施設や防災拠点への位置付けは、各自治体が地域の実情に応じて行っているものであるため、全ての「道の駅」が位置付けられるものではない。

※2 国土交通省では、市町村地域防災計画に位置付けられた「道の駅」について、災害時協定や防災訓練の実施について取組が図られるよう道路管理者や「道の駅」設置者に働きかけを行っている。

※3・4 ※3は当局において、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）の全ての「道の駅」147駅を対象にアンケート調査を実施し、145駅から回答を得たもの。一方、※4は近畿地方整備局が駅設置者から把握している内容（令和2年9月時、管内149駅）であり、両者は駅数や調査方法が異なる。

※5 災害発生時に「道の駅」施設を防災拠点（住民の避難・休憩、救援物資の提供・保管等、防災活動への利用等）として活用するため、「国と府県と市町村」、「国と市町村」、「市町村と道の駅」、「市町村と商業者」等があらかじめ締結するもの。